

べるびゅー大栄訪問看護事業所

(訪問看護・介護予防訪問看護)

重要事項説明書

(株) べるびゅー大栄

# べるびゅー大栄訪問看護事業所 重要事項説明書

## 1. 会社概要

法人名称	株式会社 べるびゅー大栄
法人所在地	鳥取県東伯郡北栄町六尾 604 番地 1
代表電話番号	0858-37-5552
代表者氏名	砂原 博士
設立	平成 12 年 10 月

## 2. べるびゅー大栄訪問看護事業所の概要

### (1) 事業所概要

名称	べるびゅー大栄訪問看護事業所
所在地	鳥取県東伯郡北栄町六尾 2005
介護保険事業所番号	3161490093
事業の種類	訪問看護・介護予防訪問看護
管理者氏名	中川 都子
連絡先	TEL : 080-6262-2881      FAX : 0858-37-5553
サービスを提供する地域	北栄町 ※上記地域外の方でもご希望の方は、ご相談下さい

### (2) 事業所の職員体制

職種	常勤	職務内容
管理者	1名	従業者の管理及び業務の一元的な管理
看護職員	2名以上	訪問看護サービスの提供

### (3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 (原則として日曜日、盆、年末年始を除く)
営業時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	9時00分～17時00分
その他	緊急時訪問看護は24時間行います

## 3. サービス提供内容

### ① 看護介護行為 (利用者に対して)

- ・バイタルチェック (血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和測定)
- ・身体の保清 (清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など)
- ・療養指導 (生活上の注意事項・食事指導・排せつに関する対策や指導など)

### ② 医療的処置行為

- ・創傷及び褥瘡処置

- ・人工肛門、人工膀胱管理ケア
- ・経鼻チューブ、胃ろうチューブ管理ケア
- ・尿道留置カテーテル、自己導尿管理ケア
- ・在宅酸素療法管理ケア
- ・在宅人工呼吸器管理ケア
- ・喀痰の吸引、管理
- ・点滴
- ・排せつ管理ケア（浣腸・摘便）

### ③介護者に対して

- ・介護の方法指導、介護福祉などの社会資源の紹介
- ・褥瘡予防、食事指導（介助の工夫、方法など）
- ・室内環境整備の工夫、安全対策の工夫、感染症に対する対応方法など
- ・介護者の健康相談、助言

## 4. 利用料金

- (1) 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護、介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担の割合に応じた一部の額とする。

ご利用料金は別紙「べるびゅー大栄訪問看護事業所利用料金表」の通りです。

- (2) 実施地域を超えて行う指定訪問看護等に要した交通費は、その実費となり、通常の事業の実施地域を超えた地点から1キロメートル当たり20円をいただきます。

### ① 利用料金の支払い方法

原則、口座引落となります。（現金でのお支払いをご希望の方はお申し出ください）毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、同月25日（日祝等の場合、翌営業日）に指定口座より引落させていただきます。また、現金支払いの場合は20日頃までにお支払いください。領収書は、引落確認後、翌月の請求書に同封いたします。

### ② ご利用いただける金融機関

- ・ゆうちょ銀行
- ・倉吉信用金庫

## 5. 訪問看護の利用方法

### (1) サービスの利用申込み

- ① かかりつけ医師の指示書をもって申し込まれたとき訪問看護を開始いたします。
- ② 利用者が訪問看護事業所に申し込まれたとき、かかりつけ医に指示書を依頼し訪問看護を開始いたします。
- ③ 利用者がかかりつけ医を持たない場合は、在宅介護支援センター等に調整を依頼し訪問看護を開始いたします。

### (2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合は、サービスの終了希望日の1週間前までに申し出て下さい。
- ② 当事業所でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

### ③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

i 利用者が介護保険施設等に入所した場合

ii 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

（この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再契約することができます）

iii 利用者がお亡くなりになった場合

### ④その他

i 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、また当施設が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

ii 利用者が、サービスの利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、また利用者や家族などが当施設職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

## 6. 当訪問看護サービスの特徴

### (1) 運営方針

①住み慣れた自宅での生活がしたい、そんな思いを看護ケア、生活指導介護指導などを通して、患者様、家族の方とご一緒に療養生活を支援させていただきます。

②訪問看護サービスの提供にあたっては、関係機関との綿密な連携を図り、サービスの提供に努めます。

### (2) サービス利用のために、研修の機会を設け従業者の資質向上を目指します。

事 項	有 無	備 考
社員研修の実施	有	施設内月1回（施設外随時）

## 7. 緊急時及び事故発生時の連絡先

サービス提供中にお客様の容態の急変があった場合には、当該の連絡先及び居宅介護支援事業所へ連絡します。

## 8. サービス内容に関する苦情・相談

当該事業所	相談・苦情 受付担当者	中川 都子 * ご不明な点は、なんでもおたずね下さい。
	受付時間	8時30分～17時30分
	申立方法	電 話：080-6262-2881 * 苦情及び心配事等、気兼ねなくご相談下さい。

外部 申立 機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥取県国民健康保険団体連合会</li> <li>電話：0857-20-3680 FAX：0857-29-6115</li> <li>・ 北栄町福祉課介護保険室</li> <li>電話：0858-37-5875 FAX：0858-37-5339</li> </ul>
----------------	---

9. 訪問看護事業ご利用にあたり、お客様（又は代理人）に本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

年 月 日

事業者 所在地 鳥取県東伯郡北栄町六尾 2005  
 名称 べるびゅー大栄 訪問看護事業所

説明者 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面により、事業者から訪問看護事業についての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(代筆者 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_)

身元引受人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印